

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、原則として、児童手当を受給している方は申請不要です。（高校生のみを養育する保護者及び公務員世帯は申請が必要です。
裏面参照）

※申請不要の方には、12月21日付けで本給付金のお知らせ通知を送付しています。

1. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

次に記載する児童が対象になります。

- ① 令和3年9月分の児童手当（特例給付を除く）支給対象となる児童
- ② 9月30日時点で高校生相当（平成15年4月2日～平成18年4月1生まれ）の児童
（保護者の所得が児童手当（特例給付を除く）の支給対象となる金額と同等未満の場合）
- ③ 10月以降令和4年3月31日までに生まれた児童手当（特例給付を除く）の支給対象児童（新生児）

2. だれがもらえるの？（支給対象者）

上記に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。（児童手当（特例給付を除く）受給者もしくはそれに準ずる対象者）

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、10万円です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

申請不要の方には、12月27日に支給します。以降、入金の確認ができなかった場合には、お問い合わせください。※申請が必要な方については、2月以降随時支給となります。

5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

- ① 児童手当受給者及び一部の高校生や新生児の保護者

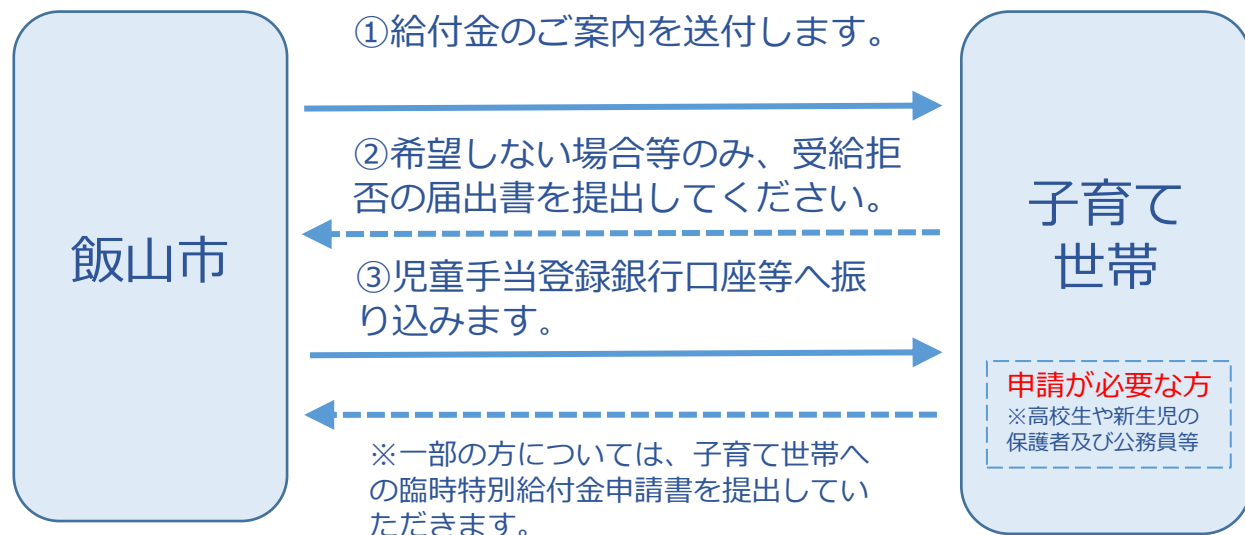
令和3年10月支給時の児童手当を受給している口座や別途届出済みの口座に振り込みます。

- ② 支給申請を行った保護者

子育て世帯への臨時特別給付金申請書で、別途指定した口座に振り込みます。
※上記につきましては、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんので、**令和4年3月末**までに必ずご対応をお願いします。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

**児童手当を受給している方は、申請不要です。（公務員を除く）
高校生のみ養育している保護者等は申請が必要です。**



私は申請が必要なの？（申請が必要な方＝12月21日付けの給付金のお知らせが届かない方）

例えば、次に記載する方は申請が原則必要です。

- ・令和3年9月30日時点で**高校生相当の児童（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）のみ**を養育する保護者（保護者の所得が児童手当（特例給付を除く）と同等未満の所得であること）
- ・同年12月以降令和4年3月末までに生まれた児童手当（特例給付を除く）支給対象児童（**新生児**）の保護者
- ・所属庁から児童手当（特例給付を除く）を受給している**公務員** 等

こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合、給付金の振込はどうなりますか？

A. 基本的には、児童手当の振込指定口座もしくは別途指定した口座に振り込まれます。「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日（令和3年9月30日）時点での住所地市町村から支給されますので、10月1日以降飯山市に転入された方は、引越前の市町村にお問い合わせください。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、飯山市で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。子育て世帯への臨時特別給付金については、他方の配偶者等は支給を受けられません。

お問い合わせは



飯山市役所 子ども育成課 子育て支援係
電話：0269-67-0741（課直通）

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに飯山市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに飯山市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。